

令和2年4月15日

事業主 様

兵庫県建築健康保険組合

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出による

健康保険組合の業務対応について

日頃より兵庫県建築健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月13日付で、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推奨について」の事務連絡が、厚生労働省保険局保険課から発出されたことにより、感染拡大防止の観点から時差出勤と交代勤務を行うことといたしました。

皆様にはご不便をおかけして申し訳ございませんが、下記のことについてご了承いただきますようお願いいたします。

- ①業務処理に遅れが生じる可能性があります。
- ②窓口への来訪はお控え下さい。
- ③電話照会等の対応時間は変更ございません。(9:00-17:00)